

山梨県公報

第一千二百三十五号

平成十三年

十月十八日

木曜日

目次

告示

結核予防法に基づく医療機関の指定	五五三
保安林の指定の予定	五五三
腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	五五三
家畜伝染病の発生	五五四
自動車専用道路の指定(二件)	五五四
道路の供用開始(二件)	五五五
廃川敷地等	五五五
県代行公共下水道設置工事の完了	五五五
指定試験機関等の所在地等の変更	五五五
建築基準法に基づく道路位置指定	五五五
字の区域変更	五五六
落札者等の決定について	五五六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五五六
公安委員会	五五六
遊技機の型式の検定	五五六

告示

山梨県告示第四百四十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十三年十月十八日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地
あすなる武川薬局	北巨摩郡武川村牧原千三百六十六番地二
ドレミ薬局	中巨摩郡昭和町押越字箕作七十一番地一

山梨県告示第四百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十月十八日

山梨県知事 天野 建

一 保安林の所在場所

- 南巨摩郡身延町身延字西塩澤一二六三の一、一三三三、大城字古谷城一八八八の一・一八九二の一・南部町大字内船字中山一四一八七の一・一四一八八の内一・一四一九六の内一・一四一九七(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、一四一九八、歙沢町小柳川四〇三七の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西塩澤一二六三の一・字中山一四一九八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一四一八七の一、一四一八八の内一、一四一九六の内一、一四一九七、字古谷城一八八八の一、一八九二の一、小柳川四〇三七の四
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第四百四十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）
第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止
する区域を次のとおり指定する。
平成十三年十月十八日

一 指定区域
山梨県知事 天 野 建

市町村名	地名
斐崎市	藤井町駒井、同町北下条、同町南下条及び同町坂井、穂坂町三之蔵及び同町宮久保、中田町中条、斐崎町岩下、上祖母石、下祖母石、一ツ谷、若宮、富士見ヶ丘
明野村	三之蔵、小笠原

二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要
指定期間 平成十三年九月二十日から当分の間

四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、
次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。
平成十三年十月十八日

山梨県知事 天 野 建

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	三	斐崎市藤井町駒井	平成十三年九月二十一日

山梨県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次の
とおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、この告示の日から三週間、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振
興局建設部において一般の縦覧に供する。
平成十三年十月十八日

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 斐崎櫛形豊富線
三 指定する道路の部分
山梨県知事 天 野 建

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
中巨摩郡若草町大字寺部字村附二四六四番 の一地先から 中巨摩郡玉穂町大字成島字中田二二七三番 地先まで	一九・四五 二二〇・五	六〇二八・五

四 指定する期日 平成十三年十月十九日

山梨県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次の
とおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、この告示の日から三週間、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振
興局建設部において一般の縦覧に供する。
平成十三年十月十八日

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 甲府玉穂中道線
三 指定する道路の部分
山梨県知事 天 野 建

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
中巨摩郡玉穂町大字極楽寺字神明一三〇番 の一地先から 中巨摩郡玉穂町大字成島字町東一六三二番 地先まで	一〇・八五 三五・〇	一一四七・〇

四 指定する期日 平成十三年十月十九日

山梨県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十八日

山梨県知事

天野

建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	若草双葉線	中巨摩郡若草町大字浅原字中河原一九七番の六地先から中巨摩郡若草町大字藤田字白土井二一六〇番地先まで		七四・八	平成十三年十月三十一日

山梨県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十八日

山梨県知事

天野

建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	若草双葉線	中巨摩郡若草町大字藤田字蹴出二〇八四番地先から中巨摩郡若草町大字鏡中条字村北二二七番地先まで		一八三・一〇	平成十三年十月三十一日

山梨県告示第四百五十号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月十八日

山梨県知事

天野

建

一 河川の名称 富士川水系 貢川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十三年十月十八日

三 廃川敷地等の位置 甲府市貢川一丁目四百三番十八地先から貢川二丁目三百七十一番一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量 二千五百九十九・六四平方メートル

山梨県告示第四百五十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条の規定により市町村に代わって県が設置を行った公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成十三年十月十八日

山梨県知事

天野

建

- 一 公共下水道の名称 大和村特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間 大和村鶴瀬地区
- 三 工事の内容 公共下水道の終末処理場の設置（汚泥処理施設）
- 四 工事の完了の日 平成十三年九月十二日

山梨県告示第四百五十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条の十七第五項において準用する同法第十五条の四第二項の規定に基づき、指定試験機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成十三年十月十八日

山梨県知事

天野

建

- 一 指定試験機関の住所及び二級建築士試験事務を行う事務所の所在地
変更前 東京都港区赤坂六丁目十一番一号 協栄生命赤坂ビル
変更後 東京都中央区京橋一丁目十四番一号 兼松ビル
- 二 変更年月日 平成十三年九月十一日

山梨県告示第四百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置
中巨摩郡竜王町篠原字本妙寺前百六十四番三、百六十四番四、百六十五番一及び百六十五番二
- 二 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
四十七・七六メートル

山梨県告示第四百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十三年十月十八日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域 大字境之沢字返田三三一	変更後の字の区域 大字若神子字堰下西
大字境之沢字鯨三五	

公 告

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年十月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県地理情報システム構築業務 一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部企画課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十三年八月三十日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社リコー 東京都大田区中馬込一丁目三番六号
- 五 落札金額
六千七百六十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十三年六月二十八日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年十月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東八代郡石和町唐柏九〇五、九〇六、九〇九及び九一〇
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び石和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区新宿三丁目三十六番六号 中央都市建設株式会社 代表取締役藤澤進

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十月十七日までとする。

平成十三年十月十八日

山梨県公安委員会
委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造業者又は輸入者名	
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRあしたのジョイ	奥村遊機株式会社	一〇〇三三三
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	セブンカーニバル	高砂電器産業株式会社	一四〇三六一
高砂電器産業株式会社 代表取締役 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	カーニバル	高砂電器産業株式会社	一四〇三六三
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一五号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	サラリーマンキング	株式会社ロデオ	一四〇三七二
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	ゴースト30	アルゼ株式会社	一四〇三九一
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR筋肉番付	株式会社ニューギン	一〇〇三三一

三丁目五六番地	一号イ(別表第一種特別電動役物)			
豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRマリオン F2	豊丸産業株式会社	一〇〇三九〇
株式会社大一商会 代表取締役 役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRパト ルヒーロ 伝説W	株式会社大一商会	一〇〇四一〇
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR熱血 竜馬F	株式会社藤商事	一〇〇三四五
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	グレートアマゾン	株式会社ネット	一四〇三五三
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	ジャンクルピート	株式会社ネット	一四〇三七六
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ファイバ ワイルド DX	株式会社三共	一〇〇三七五
株式会社グアイドー 代表取締役 役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目三番三三三	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRからくり ズP	株式会社グアイドー	一〇〇三四四

第一種特別電
動役物

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番